

監査役と監査人の協同作業を― 山一証券事件の会計監査人が語る

※ 本稿は筆者個人の意見を記したものであり、一般社団法人 監査懇話会の公式な見解とは必ずしも一致致しません。

1997年11月24日2600億円の簿外債務を抱えて自主廃業に迫られ、社長の野澤正平氏が「社員は悪くありませんから」と涙ながらに訴えた山一証券事件で、自主廃業後、同社の監査を担当した監査法人が管財人及び複数の株主から損害賠償訴訟を提起された。

被告である監査法人の公認会計士である伊藤醇氏が後に、一連の裁判を振り返って執筆した「命燃やして―山一監査責任を巡る10年の軌跡」(2006.4.22)を出版している。

この本の後半で伊藤氏は、「監査役と監査人の協同作業」を提案している。長期に渉る裁判を勝ち抜いた氏の貴重な意見である。

なお、事件の全貌については、「眞田宗興の“監査役事件簿” No.3『修羅場』の監査役―山一証券破たん時における新聞記者と弁護士の見方」をご覧願いたい。

1. 損害賠償請求訴訟の概要

山一の破産管財人による監査法人に対する損害賠償請求訴訟は2003年11月19日に東京地裁で監査法人が1億6,600万円を支払うという和解が成立している。

しかし、複数の株主からの損害賠償訴訟は、長期に渉った。

原告は、会計監査の目的は重要な虚偽記載を看過しないことであり、不正や誤謬があり得るということを常に念頭に置いて監査に臨む必要があったと主張した。

つまり、もう一步踏み込んで調査していたら、不正は発見できたということを行っているのである(眞田の理解)。

監査法人の責任について、「社内調査委員会」に引き続いて設置された第三者委員による「法的責任委員会」に参画した国広正弁護士は「修羅場の経営責任」(2011年9月20日文芸新書)の中で、「粉飾決算を長期にわたって見逃した過失があると認められる監査法人に有責判定を下した」とある。

一方、被告である伊藤氏の裁判に臨む態度は次のようであった。

信託銀行を筆頭に多くの第三者が山一の隠蔽工作に組み込まれ、虚偽の報告書、虚偽の確認書を提出し、山一は、これらを監査の資料として提出するなど徹底的な監査妨害をしているにも関わらず、(原告)は全てを「監査の失敗」に結び付けている。

最も長引いたオンブズマン訴訟の判決は次のように結んだ。

「職業的専門家としての注意義務をもって、監査基準値等で定める監査手続き等を行ったということができ、また、当時の監査慣行に反した事情も見当たらないことからする

と、・・・被告が監査証明を出したことについて、過失がなかったと認められ、この認定を覆すに足る証拠はない」(大阪地裁平成18年3月2日判決。大阪高裁、最高裁も平成20年9月16日これを支持した)。

これ以外の株主訴訟も、全て監査法人に責任はないという判決であった。

これらの判決について、伊藤氏は「命燃やして」の中で、「監査対象の財務諸表に虚偽記載が認められるが、・・・いずれの判決においても、裁判官は、監査人が実施した監査手続きを詳細に把握し、虚偽記載を監査手続きによって発見できなかった理由を審理し、監査責任の有責性を否定し、原告(株主)の損害賠償請求を棄却した」と述べている。

なお、国広正弁護士「修羅場の経営責任」(2011年9月20日)には、これらの判決を受けてのコメントは記述されていない。

2. 伊藤氏の監査役への提言

「命燃やして」の中で、伊藤氏は次のように述べている。

- ・「損失補填行為の適法性に対する監査は、監査役監査の問題である」との公認会計士協会の会長見解は、証券会社による損失補填取引が会計監査の問題ではなく、経営判断にかかる問題であり、監査役監査の範疇の問題であることを示す。この内容は、会員である公認会計士全員に対して直ちに伝達された(1991年8月9日会員報No.104)。
- ・最も大きな前進は、会社法の改正による取締役・監査役に対する規制の強化である。代表取締役の業務の執行を毎日モニタリングできる立場にある監査役に対し、コンプライアンスとリスク管理のためのシステムが相当か否かを監査し、相当性に問題があれば、監査報告書にその旨記載することを義務づけた。
- ・決算内容に関する監査意見を会計監査人の監査結果に依存する立場に置かれている監査役は、会計監査人に対して監査に必要と思われる情報を提供することは、極めて重要なことである。両者の協力体制を確立することは監査に対する「期待ギャップ」を狭めるための早道である。
- ・また、伊藤氏は、監査法人を定年退職した後に、社外監査役として勤めたときの感想を次のように述べている。

非常勤の社外監査役でも会社の経営に関して得られる情報というのは桁違いに多いということである。監査人の会計士が得られる情報よりもはるかに多いので、できることならば会計士が社外監査役の一員として入って、監査役会と監査人の協同作業によって、不正を防止することが必要ではないかと考えた。(早稲田大学第24回産研アカデミックフォーラム2016年4月28日で講演)

なお、山一の前社長の二人は執行猶予付きの懲役刑に処せられている。(2018.2.1)

私のコメント

国広氏は「もう一步、監査に踏み込んでほしかった」という思いだったのに対し、伊藤氏は「会社側の徹底した隠蔽と監査妨害のなかで、もう一步踏み込めなかった」というこ

とだと思う。「監査役の後押しがあれば、もう一步を踏み出せた」ということであり、それだけ伊藤氏は、監査役に大きな期待を寄せているのであろう。